

神刑乙発 4 8 4 2 号
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

緊急報告第 6 号

あて先	矯正局長 殿 大阪矯正管区長	発信人	神戸刑務所長
自殺事故速報			
1 事故発生日時及び概要			
令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金) 午前 6 時 4 0 分頃、[redacted] のため、[redacted] から [redacted] ([redacted] 単独室) に収容中の [redacted] 受刑者 (以下「事故者」という。) が、結束して輪状にした衣類を同室洗面台の蛇口に引っ掛け、同輪の中に首を入れた上、[redacted] のを巡回職員が発見したことから、直ちに非常ベル通報し、臨場した職員により救命措置を講じつつ、当所の 1 1 9 番通報により駆け付けた救急隊員により外部医療機関に搬送されたものの、同日午前 7 時 3 3 分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。 なお、発見の約 1 5 分前である同日午前 6 時 2 5 分頃、職員が事故者の居室を巡回視察した際、布団で就寝している事故者を確認しており、これが最終生存確認時刻と認められる。			
2 被収容者関係			
(1) 身分	[redacted] 受刑者		
(2) 氏名	[redacted]		
(3) 生年月日	[redacted]		
(4) 罪名	[redacted]		
(5) 刑名刑期	[redacted]		
(6) 入所日	[redacted]		
(7) 刑起算日	[redacted]		
(8) 刑終了日	[redacted]		
(9) 入所度数	[redacted]		
(10) 制限区分	[redacted]		
(11) 優遇区分	[redacted]		
(12) 行状	[redacted]		
(13) 住所	[redacted]		
(14) 国籍	[redacted]		
3 推定事故原因			
現在、調査中であるが、事故者の居室からは [redacted] と記載された [redacted] が発見されており、 [redacted] と推測される。			

4 事故に対し採った措置

- (1) 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金) 午前 6 時 4 0 分、[redacted]において、巡回勤務中の職員が、事故者が輪状にした白布を洗面台蛇口付近に掛け、輪の中に頭部を入れ、[redacted]を現認し、事故者に声を掛けるも返答がなかったことから非常ベル通報した。
- (2) 同日午前 6 時 4 2 分、臨場した監督当直者の指揮により複数の職員が同居室を開扉して入室し、事故者の頭部を同白布 [redacted] から外し、心肺蘇生及び A E D の使用による救命措置を開始した。
- (3) 午前 6 時 4 4 分、職員による心肺蘇生を実施しつつ、事故者を医務課診察室まで搬送を開始するとともに監督当直者の指示により 1 1 9 番通報した。
- (4) 同日午前 6 時 5 4 分、到着した救急隊員に事故者の措置を引き継ぎ、同 7 時 1 8 分、救急隊員により [redacted] に搬送された。
- (5) 同日午前 7 時 3 3 分、同 [redacted] 医師により事故者の死亡が確認された。
- (6) 同日午前 8 時 3 8 分、検察庁に事故者の死亡を通報した。

5 その他

- (1) 事故者は、[redacted]以降、([redacted] 単独室) に收容されていた [redacted]
- (2) 勤務職員は、本件発覚時刻の約 5 分前 (午前 6 時 3 5 分) 及び約 1 5 分前 (午前 6 時 2 5 分) に、同居室前を巡回しているところ、少なくとも午前 6 時 2 5 分には、事故者が掛布団を掛けて寝ているのを現認しており、これが確実な事故者の生存最終確認時刻となる。
- (3) [redacted]
- (4) 同日午前 1 1 時 5 3 分から [redacted] において、神戸地方検察庁検察官及び明石警察署警察官による司法検視及び当所の行政検視を実施し、死因は縊死とされ、他に外傷はなく、司法解剖は実施しないとの判断が検察官から示された。
- (5) 同日午後 8 時 2 2 分、神戸司法記者クラブ及び神戸民法記者クラブ加盟各社に対し、本件を公表したところ、1 1 社からの取材があり、同月 2 0 日 (火) 午前 8 時 3 0 分現在、5 社 (神戸新聞、毎日新聞、朝日新聞及びインターネット記事) による報道を確認している。
- (6) [redacted]
- (7) 本件事故発生当日の開室人員は 9 7 9 名 (本日の開室人員 9 8 5 名) である。